

訴訟代理人弁護士が受刑者に宛てて発した信書の検査が違法とされた事例

【文 献 種 別】 判決／秋田地方裁判所

【裁判年月日】 平成 31 年 3 月 1 日

【事 件 番 号】 平成 29 年 (ワ) 第 140 号

【事 件 名】 国家賠償請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却

【参 照 法 令】 憲法 32 条、刑事収容施設法 112 条・127 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25562664

事実の概要

本件訴訟提起の時点で、原告（秋田刑務所収容中の受刑者）は、本件訴訟代理人と同じ〇弁護士を訴訟代理人として、閉居罰の違法とともに、それに関する訴訟準備の過程で同弁護士が原告に宛てて発した信書についての検査の違法を主張して、別件国家賠償請求訴訟を提起していた。本件は、この別件訴訟が一審裁判所に係属している過程で〇弁護士が原告に宛てて発した信書 3 通についての記述内容にわたる検査の違法などを主張して提起した国家賠償請求訴訟である。

本件弁護士信書のうち 1 通の形状及びその検査は次のようなものであった。すなわち、本件弁護士信書「を封入した封筒は、〇弁護士の所属する法律事務所の名称（法テラス秋田法律事務所）、住所、電話番号等が不動文字で印刷された業務用封筒で、〇弁護士の記名及び職印による押印がされていた。また、封入された本件弁護士信書……は、『秋田刑務所に対する国家賠償請求訴訟に関する信書（刑事収容施設処遇法 127 条 2 項 3 号該当信書）』『開封厳禁』と繰り返し記載（開封厳禁については朱書）された用紙（カバー）に包まれており、カバーには〇弁護士の職印で割印がされていた。また、その内封物の外観を観察しても、信書以外の物品の混入等が合理的に疑われるような要素はなかった」。本件弁護士信書について「検査を担当した職員は、本件弁護士信書……の封筒を開封してカバーに包まれた本件弁護士信書……を取り出し、カバーを外して信書の記述内容等を確認する検査をした上で、……原告に交付した」。

他の 2 通については、用紙（カバー）に、「信書の内容に関して検査が必要な場合は、以下の番

号にまでご連絡ください。訴訟戦略の妨げにならない範囲で、問い合わせにお答えいたします。」との記載も加えられていた。

判決の要旨

一部容認。弁護士信書の検査を違法とした。

1 「刑事収容施設法 127 条 2 項は、同項所定の特別の事情がない限り、3 号信書については 3 号信書に該当することを確認するのに必要な限度において同条 1 項の検査を行うものと定めている。この規定は、受刑者と職務遂行弁護士との面会に係る同法 112 条ただし書の規定と同趣旨のものである。すなわち、受刑者と職務遂行弁護士との面会については、面会希望者が職務遂行弁護士に該当することが確認されれば、面会中における刑事施設職員の立会等は原則として許容されておらず、面会内容が実際に『自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務の遂行』に関する内容だけに限定されているか否かを刑事施設側において確認することはできない」。

面会に関する同法の規律は、「受刑者の裁判を受ける権利を実質的に保障するためである。すなわち、受刑者が自己の処遇に関する法的救済を求めて訴訟等の提起を準備ないし追行するために職務遂行弁護士から効果的な法的援助を得ようとするとき、実質的な対立当事者の立場に立つ刑事施設側がその相談内容を聴取することができるのでは、相談内容の秘密性が害されることで萎縮的效果が生じ、受刑者が職務遂行弁護士から十分な援助を受けることができないことが考えられ、ひいては公正な裁判を受ける権利（憲法 32 条）を侵

害するおそれがある。そこで、受刑者と職務遂行弁護士との面会については、刑事施設側において面会希望者が職務遂行弁護士であることが確認できた以上は、刑事施設の規律及び秩序を害する結果が生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、刑事施設側においてその面会内容を把握することができないようにする（面会内容が実際に職務遂行弁護士の当該職務の遂行に関する内容だけに限定されているか否かを刑事施設側において確認することを許容すると、必然的に、当該職務の遂行に関する内容自体が刑事施設側に把握されてしまう結果を不可避に招来する。）ことによって、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施等の要請と、受刑者の裁判を受ける権利の適正な保障の要請との調和を図ったものというべきである。」

2 「このことは、受刑者と職務遂行弁護士との間の信書の発受についても等しく妥当するのであり、刑事施設の長は、3号信書については、上記の特別な事情がある場合を除き、3号信書に該当することを確認するために必要な限度で職員に検査を行わせることが許容されているに止まり、当該信書の内容が実際に職務遂行弁護士の当該職務の遂行に関する内容に限定されているかどうかを確認するために信書の内容を検査することは許容されていないというべきである」。

「受刑者が弁護士との間で発受する信書一般については、その内容を確認しなければ3号信書に該当するか否かを確認することができない場合があること自体は否定されないが（当該弁護士が職務遂行弁護士に当たるか否かが信書の外観のみから明らかになるとは限らない。）、だからといって、全ての場合に信書の内容を確認しない限り3号信書該当性を判断することができないということにはならないし、そのような解釈が同条の規定の趣旨に反することは、前記のとおりである」。

3 本件弁護士信書が「3号信書に該当することは、その外観から一見して明らかであって、3号信書に該当するか否かを判断するために信書の記述内容を検査する必要があることが明かである。そして、……原告が本件弁護士信書を受信することにより、刑事施設の規律及び秩序を害する結果が生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情の存在は何らうかがえない。……本件弁護士信書について、さらにその記述内容を確認する検査

を行うことは、受刑者と職務遂行弁護士において、刑事施設側が受刑者と職務遂行弁護士との間の通信内容を積極的に把握しようとしているとの懸念を生じさせ、受刑者と職務遂行弁護士との信書の発受に対する萎縮的效果を招来する点で刑事収容施設法 127 条 2 項本文が許容する信書の検査の範囲を超えた違法がある。その結果、受刑者に対する公平な裁判を受ける権利の保障が不十分なものとなる可能性を招来するところ、公平な裁判を受ける権利が憲法で保障された重要な人権であることに照らせば、本件弁護士信書につきその内容を確認する検査が行われたことは、国賠法上も違法と評価すべきである」。

判例の解説

一 本判決の意義

刑事収容施設法 127 条 2 項は、「受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士……との間で発受する信書」（3号）については、ただし書の定める「特別の事情」がある場合を除いて、同条 1 項による検査を、3号信書に「該当することを確認するために必要な限度において行うものとする」としている。これまで、刑事施設の長は、職務執行弁護士が受刑者に宛てて発した信書についても、3号信書該当性を確認するためとして、施設職員に信書の記述内容にわたる検査を行わせてきた。

このような定着した実務に対して、本判決は、本件弁護士信書が3号信書に該当することを確認するために記述内容にわたる検査は必要なかったとして、本件検査を違法とした。弁護士信書の検査を違法とした初の裁判例であろう¹⁾。また、本判決が、刑事収容施設法 127 条による検査の限定の趣旨を、憲法 32 条による裁判を受ける権利の保障、そのための弁護士からの効果的な法的援助の保障と強く関連づけて理解したことも、強く注目される。さらに、本判決の理は、刑事事件の弁護士等が身体を拘束された被疑者・被告人に宛てて発した信書にも及ぶというべきであって、この点においても、本判決の意義は大きい。

二 弁護士信書の検査を限定する規定の趣旨

本判決は、刑事収容施設法 127 条 2 項は、受

刑者と職務遂行弁護士との面会について施設職員の立会等を原則として許容しない同法 112 条ただし書と同趣旨のものとしたうえで、その趣旨を「受刑者の裁判を受ける権利を実質的に保障するため」だとする。すなわち、受刑者が自己の処遇に関して法的救済を求めて訴訟を準備・追行するためには、職務遂行弁護士から「効果的な法的援助」を得る必要があるところ、実質的な対立当事者の立場にある刑事施設の側がその相談内容を聴取できるとしたならば、「相談内容の秘密性が害されることで萎縮的效果が生じ」、その結果、十分な法的援助を受けることができず、ひいては「公正な裁判を受ける権利（憲法 32 条）を侵害するおそれがある」ことから、施設側において面会の相手方が職務遂行弁護士であることを確認できたならば、規律・秩序侵害のおそれが認められる「特別な場合」を除いて、立会等を許さないものとされた、とするのである。

欧州人権裁判所は、1970 年代中頃から、一連の判例を通じて、欧州人権条約 6 条 1 項の公正な裁判を受ける権利は、裁判にアクセスする権利を内包しており、その権利を実質的に保障するためには、弁護士による効果的な法的援助が確保されなければならないと、さらにそのためには刑事施設の未決・既決の被収容者と弁護士との面会・信書発受を通じてのコミュニケーションの自由と秘密性が保障されなければならないとしてきた²⁾。

旧監獄法下で、施設職員から暴行を受けたなどとして国家賠償請求訴訟を提起した受刑者と訴訟代理人弁護士との面会の制限について適法性が争われた事件において、高松高判平 9・11・25（判時 1653 号 117 頁）は、裁判を受ける権利を保障する国際自由権規約 14 条 1 項は、「その内容として武器平等ないし当事者対等の原則を保障し、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利をも保障している」と判示し、そのうえで、受刑者の提起した「民事事件が、当該刑務所内での処遇ないしは事件を問題とする場合には、刑務所職員が立ち会って接見時の打合せ内容を知りうる状態では十分な会話ができず、打合せの目的を達しないことがありうることは容易に理解しうるところであって、……そのような状態で訴訟を進めなければならないとすれば、受刑者であることゆえに訴訟において不利な立場に置かれ、訴訟における『武器の平等の原則』に反

し、裁判の公正が妨げられることになるのであるから、接見を必要とする打合せの内容が当該刑務所における処遇等の事実関係にわたり、刑務所職員の立会いがあって会話を聴取している状態では十分な打合せができないと認められる場合には、その範囲で刑務所職員の立会いなしでの接見が認められるべきである」とし、両者の面会への職員立会を違法とした。

同判決は、憲法 32 条の裁判を受ける権利の保障が受刑者にも及ぶことを認めたものの、その権利は受刑者が民事訴訟の訴訟代理人弁護士と直接面会し、その相談内容の秘密性を保護されることまでを保障したものではないとした。本判決も、受刑者と職務執行弁護士との相談内容または信書の記述内容の秘密性が憲法 32 条から直接保障されると判示したわけではない。しかし、民事訴訟の準備・追行のための効果的な法的援助の確保を媒介として、憲法 32 条の裁判を受ける権利の実質的な保障と、両者のコミュニケーションの秘密保護とを、秘密性の侵害は「公正な裁判を受ける権利（憲法 32 条）を侵害するおそれ」を生じさせるという程度にまで、緊密に結びつけた。秘密保護に強固な憲法的基礎を与えたといつてよい。

刑事事件の被疑者・被告人と弁護人等との接見の内容などの秘密性の侵害が問題となった下級審判例において、秘密性の保障を自由なコミュニケーションに対する「萎縮的效果」の排除によって根拠づける判断が確立している。本判決は、これらに倣って、受刑者と職務遂行弁護士とのコミュニケーションについても、その秘密保護の実質的根拠を「萎縮的效果」の排除においた。

三 3号信書該当性の確認と記述内容の検査

本件において、被告の国は、①「信書を包んでいる用紙（カバー）に信書の件名が記載されていたとしても、真実、その旨が当該信書に記載されているか否かは、当該信書の記述を見て確認しなければ明らかにならな」ず、また、②信書が真に職務執行弁護士の発したものかどうかを確認するためにも、信書の外形だけでなく、記述内容の検査が必要とされると主張していた。

これに対して、本判決は、記述内容の検査をしなければ 3 号信書該当性を確認できないというのであれば、刑事収容施設法 127 条 2 項が信書の検査を該当性確認に「必要な限度」とどめた

趣旨が没却され、「通信内容が全て刑事施設側の把握するところとなる結果を不可避免的に招来することとなり」、信書の秘密保護という同規定の趣旨に反するとした。

①の主張は、同規定が3号信書の検査を限定しているのは、「受刑者が救済などを求めるための相談などを十分に行えるようにするとともに、公正さを保障するため、信書の内容を知られない受刑者の利益に配慮する必要があるから」であって、それゆえ「確認の限度での検査にとどめなければならないのは、信書の発受をする受刑者自身の処遇に関し救済を求めるための相談などを内容とするものに限られ」、そのような「内容のものであることを確認するために、記述内容を調べることが必然的に必要になる」との理解を前提としている³⁾。3号信書該当性は、発信主体ではなく、記述内容によって決まるとするのである。

本判決は、受刑者と職務執行弁護士との面会立会等の限定と信書の検査の限定とが同じ趣旨によるとしたうえで、面会において、相手方が職務執行弁護士であることが確認されたならば、職員立会等は原則として許されないことを指摘し、これと同様に、信書の検査においても、「当該信書の内容が実際に職務遂行弁護士の当該職務の遂行に関する内容に限定されているかどうかを確認するために信書の内容を検査することは許容されていない」とした。3号信書該当性は、記述内容によってではなく、発信主体が職務執行弁護士かどうかによって決まるとの理解に立ったものである。規定の文言からも、そのように理解すべきであろう。

②の主張に関連して、本判決は、一般論としては、受刑者宛の信書を発したのが職務執行弁護士かどうかは信書の外観のみから判断できるとは限らないので、3号信書該当性を確認するために記述内容の検査が必要となる場合もありうることを認めながらも、すべての場合において、該当性確認のために記述内容の検査が必要なわけではないとした。そのうえで、本判決は、本件弁護士信書がいずれも「3号信書に該当することは、その外観から一見して明らかであって、3号信書に該当するか否かを判断するために信書の記述内容を検査する必要がないことが明らか」だとした。このような判断は、本件職務執行弁護士の工夫に負うものであって、定着した実務に対する挑戦的な弁護実践の成果である。

四 本判決の理と弁護人信書

刑事収容施設法 135 条 2 項により、本判決の理が未決拘禁者に宛てて職務執行弁護士が発した信書（3号）にも及ぶことは当然である。さらに、身体を拘束された刑事事件の被疑者・被告人に宛てて弁護人等が発した信書（1号。刑訴法 39 条 1 項の「書類」）にも及ぶというべきであろう。

同規定（222 条・270 条が準用）は、「未決拘禁者が弁護人等から受ける信書」については、ただし書の定める「特別の事情」がある場合を除いて、それに「該当することを確認するために必要な限度において」検査を行うべき旨規定している。同法 127 条 2 項と同様の規定である。

旧監獄法下の事案についてはあるが、大阪地判平 16・3・9（判時 1858 号 79 頁）は、刑訴法 39 条 1 項から信書の秘密保護が接見の場合に準じて要請されているとする一方、危険物、禁制品など信書以外の書類・物の混入、第三者からの信書の混入、真に弁護人等の発した信書であることを確認するために、それらの確認の限度において記述内容の検査も許容されるとした。刑事収容施設法 135 条 2 項の解釈としても、1号信書該当性の確認にあたり、「通常、偽造でないことを確認するために」、概括的なものにせよ記述内容の検査が必要であるとする見解がある⁴⁾。

本判決の理によるならば、弁護人等が信書の形状に工夫を凝らすことにより、信書の外観のみから1号信書該当性を確認することが可能である限り、記述内容の検査は該当性確認のためには不要であって、許容されないこととなろう。概括的なものであっても、記述内容の検査は、被疑者・被告人と弁護人等との自由なコミュニケーションに萎縮的效果を生じさせ、刑訴法 39 条 1 項、ひいては弁護人の援助を実質的に保障する憲法 34 条の趣旨に反するからである。

●—注

- 1) 大野鉄平＝葛野尋之「刑事弁護レポート」刑弁 99 号（2019 年）参照。
- 2) 葛野尋之『刑事手続と刑事拘禁』（現代人文社、2007 年）175 頁以下参照。
- 3) 林真琴＝北村篤＝名取俊也『逐条解説・刑事収容施設法（第3版）』（有斐閣、2017 年）651～652 頁。
- 4) 林・前掲注 3）書 691 頁。